

## 令和3年 第8回 鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月1日（水）から14日（火）まで14日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月1日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
2日	木			
3日	金			
4日	土			閉 庁
5日	日			閉 庁
6日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
7日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
9日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
10日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
11日	土			閉 庁
12日	日			閉 庁
13日	月	予 備 日		
14日	火	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和3年度鞍手町議会第8回定例会会議録（第1号）						
令和3年12月1日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	令和3年12月1日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	令和3年12月1日 午後1時19分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和3年第8回鞍手町議会定例会議事日程

12月1日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第89号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第90号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第91号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第92号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第93号 専決処分の承認（令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第6号）
- 日程第8 議案第94号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第9 議案第95号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第96号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第97号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除
- 日程第12 議案第98号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事（1工区）請負契約の締結
- 日程第13 議案第99号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事（2工区）請負契約の締結

令和3年12月1日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

ただ今から 令和3年 第8回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております鞍手町 まち・ひと・しごと創生総合戦略令和2年度報告書、地方独立行政法人くらて病院第2期中期目標期間に係る業務実績見込みに関する評価結果、専決処分の報告 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地内 解体工事1工区及び2工区 請負契約の変更 第1回、監査より提出されております例月 現金出納検査報告書、財政援助団体等 監査報告書、及び定期監査結果報告書をお手元に配布していますので、ご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において10番議員 許斐英幸議員及び11番議員 西藤典子議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月14日までの14日間をしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月14日までの14日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3、議案第89号から日程第6、議案第92号までの4件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第89号から日程第6 議案第92号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第89号は、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、産科医療補償制度の見直しに伴う出産育児一時金の規定が、令和4年1月1日から施行されることに伴い、鞍手町国民健康保険条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第4 議案第90号は、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割額の5割を減額すること等を内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令等が、令和4年4月1日

から施行されることに伴い、鞍手町国民健康保険税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第5 議案第91号は、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第6 議案第92号は、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第3 議案第89号から日程第6 議案第92号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第93号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第7 議案第93号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第93号は、専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。

本議案は、国が新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から18歳以下の子どもがいる世帯に対し、9月30日を基準日として臨時特別給付金5万円を、年内支給を目指してできるだけ速やかに開始することとされていることから、関連予算として令和3年度鞍手町一般会計補正予算第6号を11月22日付けで専決処分したことについて、議会の承認を得るものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、3款民生費 子育て世帯への臨時特別給付金給付費として事務費を含めて1億1,093万4千円の関連予算を追加し、歳入では、15款国庫支出金に同額の1億1,093万4千円を計上し、歳入歳出予算を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億1,093万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ87億8,284万8千円として11月22日付けで専決処分を行ったものでありま

す。

以上が、議案第93号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第8 議案第94号から日程第10 議案第96号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長

○町長 岡崎 邦博君

日程第8 議案第94号から日程第10 議案第96号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第8 議案第94号は、令和3年度鞍手町一般会計補正予算第7号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、2款 総務費 ふるさと納税推進費において、ふるさと寄附金の伸びに伴い、返礼品やふるさと応援基金への積立金など関連費用として2億5,298万円を追加しております。

次に、3款 民生費では、障害者自立支援医療費において、更生・育成医療給付費に不足が見込まれるため941万8千円を追加しております。

また、障害児支援費において、放課後デイサービス等の利用件数が増加しており、障害児通所給付費に不足が見込まれるため682万1千円を追加しております。

次に、4款 衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費において、ワクチン接種に係る関連費用として3,953万6千円を追加しております。

次に、6款 農林水産業費の農地の大区画化・集約化推進事業費において、県の補助事業に新たに3件の事業が採択される見込みであることから農地の大区画化・集約化推進事業補助金で447万1千円を追加しております。

次に、10款 教育費では、児童・生徒1人に1台を整備したコンピューター端末について、安全に自宅学習などで活用してもらうために、インターネットのフィルタリングソフトの導入費や液晶画面保護フィルムの購入費に係る関連費用として小学校及び中学校の総額で493万円を追加しております。

また、体育総合施設管理費では、町民グラウンドと新しく建て病院との間にある法面の防草工事費として500万円を追加しております。

一方、歳入では、歳出予算に関連して15款 国庫支出金及び16款 県支出金の増減を、18款 寄附金については、ふるさと寄附金の追加を、21款 諸収入については、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金などの追加を行っております。

これらの要因により、財源に剰余が生じたので、歳入側で財政調整基金からの繰入金で293万4千円減額し、補正要因を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ3億5,902万4千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ91億4,187万2千円としております。

次に、日程第9 議案第95号は、令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号であります。

本補正予算は、保険給付費療養諸費等の増額、それに伴う県支出金の増額等の補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ6,910万2千円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ21億2,546万円としております。

次に、日程第10 議案第96号は、令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、福岡県後期高齢者医療広域連合の令和2年度決算による市町村事務費負担金の精算に伴う諸収入の増額などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ59万8千円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億8,320万1千円としております。

以上が、日程第8 議案第94号から日程第10 議案第96号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第11、議案第97号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長

○町長 岡崎 邦博君

日程第11 議案第97号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第11 議案第97号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和3年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業3社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第11 議案第97号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願います。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第12 議案第98号及び日程第13 議案第99号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長

○町長 岡崎 邦博君

日程第12 議案第98号及び日程第13 議案第99号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第98号は、庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事1工区 請負契約の締結であります。

同事業で行う鞍手町庁舎等建設地造成工事1工区は、11月12日に7社で指名競争入札の結果、契約金額は6,592万8千円、工期は契約の効力の発生の日から令和4年5月27日までとして、株式会社マツザイ建設と契約を締結するものであります。

次に、日程第13 議案第99号は、庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事 2工区 請負契約の締結であります。

同事業で行う鞍手町庁舎等建設地造成工事 2工区は、11月12日に6社で指名競争入札の結果、契約金額は8,024万円、工期は契約の効力の発生の日から令和4年5月27日までとして、福山総合建設株式会社と契約を締結するものであります。

以上が、日程第12 議案第98号及び日程第13 議案第99号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日、2日から5日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日2日から5日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって 本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 13時19分

令和3年度鞍手町議会第8回定例会会議録（第2号）						
令和3年12月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年12月6日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年12月6日 午後2時27分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

# 令和3年第8回鞍手町議会定例会議事日程

12月6日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問



質問者	質問事項及び質問要旨	答弁 指定者
2番 野口 美恵子	<p>1. 防災対策について</p> <p>(1) 鞍手町には海拔表示の看板等はあるのか。</p> <p>(2) なければ今後設置する予定はあるのか。</p> <p>2. 小・中学校で使用しているタブレット端末について</p> <p>(1) 児童生徒間のコミュニケーションに使用できるLINE等のアプリはインストールされているのか。</p> <p>(2) 端末の利用に必要なパスワード等の管理はどのようにしているのか。</p> <p>(3) 児童生徒の使用状況を学校ではどのようにチェックしているのか。</p> <p>(4) 児童生徒のスマートフォン等の知識に追いつけない教員がいると聞くが、教職員研修をどのように行っているのか。</p>	町長  教育長

令和3年12月6日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、お手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に11番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

11番。通告に従いまして質問いたします。

終息に向かうかとも思われました新型コロナウイルス感染症ですが、新たな変異株。オミクロン株の世界的な急拡大によりまして国内でも新たな対策が迫られつつあります。

町内の新型コロナウイルスワクチン接種は、現在、予約受け付け終了中とのこと。

接種希望者への周知も済ませ、18歳以下も含めて接種希望者はほぼ完了ということなのでしょうか。

しかし、予測される第6波に向けて新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を予防するためにも、インフルエンザワクチンの接種が急がれるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。まず、インフルエンザの予防接種についてですが高齢者等の予防接種についてですが町内のインフルエンザワクチンの入荷状況はどうなっておりますか。わかります範囲でお知らせください。よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては保険健康課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

ワクチンのお荷状況は各医療機関が納入業者と直接取引をされるため、町として把握はしておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

わかりましたが、そういう状況だと思いますが鞍手広報の10月号でも高齢者インフルエンザ予防接種につきまして12月中旬までに予防接種を受けましょうと書かれております。

そのような町も把握してないという状況のようですから個別に聞いていまして非常に予約がとりにくいという状況もあるようです。

入荷状況については町として把握してないということですが、町内での接種状況ですね。どんなふうなところでどのように進んでいるのか。また、どこの医療機関が実施されているのか、わかりましたらお知らせください。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、町内の接種状況につきましては町が把握できるのは65歳以上等のワクチン接種に伴う補助を行っている方の人数でございます。

10月の接種分として請求が来ている接種人数が490人分。それから11月接種分につきましては現在請求があっている状況で集計中でございます。

それから実施できる医療機関につきましては町内6か所の医療機関と、それから町外では福岡県定期予防接種広域医療機関で接種できます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

かなりの方がなさっていると。ただ、私が聞いております範囲では順調に進んでいる順調といたしますか、すんでいるところが、なかなかちょっと一時ですね、入荷が難しくなって12月に入ってからとか、少し見込みがたつのじゃないかということも聞いておりますが。

昨年度は福岡県の補助事業で65歳以上は接種費用が免除されたということがありましたが、今年はその動きはありませんか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

今年度につきましては、今の現段階では福岡県のほうからは自己負担相当額を補助する、助成するというような話はきておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

さっき聞き漏らしましたけれども65歳以上で補助している数が10月分で490人ということでしたけど。町としては、どういう補助が行われているんですかね。具体的にお知らせください。すいません。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○**保険健康課長 梶栗 恭輔君**

このインフルエンザのワクチンにつきましては、県の医師会に入っている医療機関でインフルエンザの予防接種を打つ場合、実費として4,489円かかります。

本町の場合は、このうち3189円。接種される方の自己負担については1,300円で接種ができるというふうな補助を行っております。以上です。

○**議長 星 正彦君**

西藤議員。

○**11番 西藤 典子君**

次の質問に移らせていただきます。

次に、児童生徒等の予防接種についてですが、昨年度は、同時流行を警戒してということで生後6か月から18歳の学年齢までを対象に、町としてインフルエンザワクチンの任意予防接種の費用補助が行われたと思います。昨年度の接種実績はどうか。

学齢前、小学生、中学生、高校生、それぞれの人数と補助金額をお尋ねいたします。

○**議長 星 正彦君**

町長。

○**町長 岡崎 邦博君**

この件につきましても保険健康課長に答弁させます。

○**議長 星 正彦君**

保険健康課長。

○**保険健康課長 梶栗 恭輔君**

学年齢ごとの資料は持ち合わせておりませんが、昨年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中で生後6か月から18歳学年齢の方を対象に1人当たり4,000円を上限に補助事業を実施いたしました。

この補助事業で申請された方は、全部で825人となっております。

今年度につきましては補助事業を実施しておりませんので、接種予定人数等の把握はしておりません。以上です。

○**議長 星 正彦君**

西藤議員。

○**11番 西藤 典子君**

昨年度の予算が4,000円の2,192人分で876万8,000円の予算がつけられておりましたね。

ということは、かなり残額があるということではありますが、その財源を回すということはおかしいのでしょうか。

すいません。高齢者に加えましてですね、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進

んでおりません。児童生徒等はですね。したがって本年度のインフルエンザワクチンの任意予防接種の費用補助が必要であるのではないかと思います。いかがでございましょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今年度につきましては、実施する予定はありません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

今ちょっと前後してしまったのですが、昨年が2,192人分の予算がつけられておりました。これは一般財源、財政調整基金の繰入金ということで予算には書いてあったのですが、825人の方が受けられたと。その予算の残を今年に活かすということは不可能なんではないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

昨年度につきましては、当初、臨時交付金、財政調整基金で充当しておりましたが先ほども課長が答弁したように、これは新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の中で処置をしております。

したがって、今年度につきましては先ほども言いましたように実施する予定はありません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ぜひ、ご検討いただきたいと思いますが、次の質問に移らせていただきます。

次に、被災時における町営住宅の入居についてお尋ねいたします。

鞍手町の町営住宅管理条例。これは平成9年12月26日制定のようではございますけれども、この第2章 公営住宅の管理の第1節 入居の第5条 公募の例外としまして町長は次に掲げる事由に係るものを、公募を行わず町営住宅に入居させることができるとありまして、その第1号 災害による住宅の滅失とあります。

この場合の災害とはどういうことを指しているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては建設課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい、お答えをいたします。

町営住宅管理条例第5条第1号にあります災害の定義でございますが、これは地震、土砂災害、暴風、洪水その他異常な自然災害のほか、火災による水損などを指すものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

火災による水損も入っているということでございました。

次にまた6条には入居の資格としまして第3号 現に住宅に困窮していることが明らかなるものであること、ともあります。

この条例の制定以来、今日まで災害による住宅の滅失と同時に、現に住宅に困窮していることが明らかである、という事由による適用例、入居例はないのでしょうかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい、お答えをいたします。

実績として残っております範囲でございますが、火災による受入れといたしまして平成26年度に2件、平成28年度に1件、計3件の適用事例がございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういう例があるということなのですが、ちょうど1年前に令和2年12月5日、こういう事例がっております。

夜の20時頃、個人の借家である一軒家で火災が発生しまして、22時ごろ全焼して鎮火した。

居住者は着のみ着のまま一物も持ち出せず公民館に避難した。周囲の人が心配して入居要請をしたが、入居出来なかったということであります。

この件の入居出来なかった理由は何でしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい、お答えをいたします。

過去より条例に基づきました災害の対応は行っております。

ご質問の令和2年12月の火災につきましては火災に遭われた方の代理人の方が火災の翌日、本庁のほうに来庁されました。

そのときに入居の相談を受けたところでございますが、そのとき被災者の方が希望された住宅団地、こちらのほうに空きがなかったために町としての町営住宅の提供が出来なかったということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

その方は公民館で2週間ほど過ごされたそうですが入る場所がないということで近くの民間のアパート。その空き部屋、もう居住不可能なような状況で空いていた部屋があったと。

そこで周りの方々が心配してお金を出し合って、自分たちも手を入れて住めるようにして、そしてそこに入られた。そして今日まで、そこに入っているらしいです。

その当時、1年前ですが空き家がなかったということがあるかもしれませんが、その後、何か対応はされたのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

建設課といたしましては住宅の提供の準備はございましたが、被災された方のご希望される住宅団地に空きがございませんでしたので、建設課としての対応は、その後は行っておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

やっぱりこういう非常に困窮しているときに、やっぱり少しでもこう温かい手を差し伸べていただくということが被災された方にとっても非常に重要なことではないかと思えます。

極力手を尽くしていただきまして、希望された団地でなくても、より近い場所で探していただく。そういうことを今後はぜひお願いしたいと思う次第です。

それから、ちょっと今ですね、災害につきましては暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震その他異常な自然現象によりということ、火災も入るということの確認をされておりましたが。これは災害弔慰金の支給に関する条例についても災害の中に火災も入るんですかね。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

西藤議員。失礼ですけどもう一度お願いします。

○11番 西藤 典子君

今ですね、災害とは何を指すかとお尋ねしましたときに災害の中に火災によるというこ

とをちょっとおっしゃったので、ちょっとあらっと思ったんですが。

災害弔慰金の支給に関する条例を見ますと、やっぱり同じことが書いてあるのです。住宅の入居に関することとですね、同じことが災害として書いてありまして。

その中に、記述の中には火災はないのですけど。今、入居に関しての災害の中で火災ということも入るということをおっしゃったので、もしかしたら、災害弔慰金の支給に関する条例の災害の中にも、それが入るんだらうかとちょっと今思いましたので、質問いたしました。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 13時20分

再開 13時25分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先ほどの西藤議員の質問に対して福祉人権課長が答弁をします。

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい、お答えいたします。

お尋ねのありました災害弔慰金の支給に該当する災害でございますが暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずるものと規定をされておりますので火災は含まれておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

では次の質問に移らせていただきます。ジェンダー平等の実現についてであります。

3月議会での答弁、町長の答弁で、このジェンダー平等についてのことですが鞍手町には令和2年度までに係長級以上の女性町職員の割合を25%以上にするという目標があり、現状は15.2%にとどまっていることと研修などを通して意欲向上やキャリア形成の支援に努め目標達成に向けて女性管理職の登用を進めていきたいという答弁をいただきました。

そして、その直後に福岡県からの派遣という形で浅野副町長が就任されました。女性町職員の皆さんの意欲の向上には並々ならぬものがあると想像いたします。

福岡県が非常に先進的な対応をしていただいたということもありましてですね、非常に希望が湧いてきたということではないかと思えます。

そこで、もう来年度が近まっておりますが、来年度に向けての女性職員の登用についての町長のご意向をお聞かせ願いたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

平成28年の4月に策定した鞍手町特定事業行動計画では、令和6年度までに、係長級以上の女性職員の割合を平成27年度の実績約17%から、8%引上げ25%にするという目標を掲げています。

その取組内容として女性職員を人事、財政、政策、地域振興と多様なポストに積極的に配置することとしています。

本年3月議会において同様の質問をいただき、令和2年度までの数値でお答えをしております。

令和3年度における各役職段階の女性職員の人数とその割合は、課長級12名のうち2名で16.7%。課長補佐級3名のうち2名で66.7%。係長級31名のうち4名で12.9%。全体として係長級以上46名のうち、8名で17.4%となっております。

令和2年度と比較してみますと人数では係長級で1名増員となっており、全体でも1名の増員となっております。

また、登用率で見ますと課長補佐級で26.7%。係長級で2.6%。全体では2.2%の向上となっております。

令和3年度、令和4年度に向けても、先ほど議員が言われたような趣旨で人事についても考えていこうと考えております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ぜひ、そのように取り計らっていただきたいと思います。

女性たちに力がないのではなくて発揮する場が与えられないことが、意欲をそぐことにつながっていると。どんどん雇用していただければ女性の意欲をますます持たれて力を発揮されると。ぜひ、そういう鞍手町にしていきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

6月議会、9月議会でも取上げましたけれども生理の問題でございます。

今ですね、ジェンダー平等の概念が急速に進化し発展しております。

女性の生理についてもテレビ番組のジェンダーサイエンス等で月経をテーマに多面的な分析が行われる状況でありまして、これに伴いまして表現の仕方も生理の貧困から、生理の尊厳、生理の公平等へと変化しているのが現状です。

女性の負担は社会全体の課題である。生理の問題は女性の基本的人権の問題だと考えられるようになってきております。

女性特有の負担を社会全体で解消するという現在の視点から早急に学校を初め公共施設のトイレの個室に必需品として生理用品を配置すべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

前回でも申し上げましたけども、町内の小中学校では生理用品を保健室に準備しており、必要な場合は保健室に行けば配布されるようになっています。

このことにより児童生徒に生理用品を渡すときに養護教諭が必要に応じて児童生徒から話を聞くことで、その子の生活状況や家庭環境を確認することができ、単なる生理用品の問題だけではなく、早急に支援をしなければならない事態が判明することもあるため、現時点では学校のトイレに配置することは考えておりません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

今年の4月14日に文科省から事務連絡が発出されていると思いますが、どういう内容かお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

申し訳ございませんが、今のところその件については承知しておりません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

この内容はですね、生理用品を配布するというは、もう国の方針でもなっているわけです。

提供場所を保健室のほかに設けたりするなど、必要とする児童生徒が安心して入手できるよう、提供方法や配置場所等の工夫などをご検討いただきたいと、こういう文科省から事務連絡が出されています。4月14日です。

先ほどからの教育長のご答弁ですけれども、子どもたちはですね、やっぱり生理の問題っていうのは恥ずかしいとか、人に知られたくないとか、そういう思いがあるわけですね。

教育長が言われる、子どもたちのこと、いろいろ事情の状況を理解するというは、またこれは別の場所でしていただいたらいいことで、やっぱり生理用品っていうのはですね、女性にとって非常に恥ずかしい、人に知られたくない。いただきに行くのがね。億劫とかね、そういうふうな問題であると思うんです。

ですから、そういうことがこれ今の文化省の事務連絡も必要とする児童生徒が安心して入手できるような工夫をしてくださいと、こういうことが出されているのですね。ぜひ、そのような配慮を確認していただきまして、お願いしたいと思うのですが。

それから予算の問題があるのですが、その面はどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

学校には予算が、それぞれ衛生費等分かれてありますので、その予算内での執行になるというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

それにつきましても、もう国のほうで、そういう枠があるんですね。

例えば京都市が予算化しておりますね、2,700万円予算つけているんですよ。

その財源の内訳は、全額国庫補助から資質しております。その財源の内訳は地域女性活躍推進交付金というのがありまして、そこから1,125万円支出している。京都市の場合ですね。それと、地方創生臨時交付金の第3次補正予算から1,575万出して、合計2,700万を京都市は予算化したと。独自財源はゼロであると。こういう方法もあるわけですね。

また予算の問題でいきますと、私3月議会の令和3年度一般会計予算の反対討論のときにジェンダー平等の問題で鞍手町におきまして男女共同参画事業費は僅か54万9000円であるということですよ。

女性の町の人口の半数以上を占める女性の権利に関わる権利保障に関わることである予算が人権推進事業総務費の330万2,000円の6分の1にすぎないと。

このように町の財政としてはですね、非常に予算が少ないという実態があるわけですね。そういうことも是非考えていただきまして予算面からもぜひ実現のためにご努力いただきたいと思う次第でございますが、いかがでございましょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

男女共同参画に対する予算と、人権に関わる予算等で6分の1しかないというようなご質問でありました。

京都市の例については地域女性活躍交付金ということで、3分の1ほどが出ているようです。これにつきましては、この交付金については、私自身は承知をしておりませんでした。

この交付金自体が生かせるものがあれば生かしていきたいというふうには思いますが、今、学校の中で生理用品をどう扱うかということにつきましては、例えば福岡県におきますと、福岡県以外に市、町、村はありませんので、市町で16団体が、何がしかの処置をしているわけですが、市が12団体、町が4団体についてしております。

その中でどのような予算を充てているかと言いますと、基本的には備蓄をしている生理用品についてですね、充当しているというところがあるところが4団体のうちの3団体がそうです。したがって、町としても生理用品については備蓄をしているものもあります。

ので、そのようなものも含めて、今後検討していきたいと思います。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

やっぱり今現在の流れが女性の生理の問題、これを女性の基本的人権の問題であると考えられる町の状況になっております。

ぜひ、いろんな角度から検討していただきまして、前向きに取り組んでいただきますことをお願いいたしまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長 星 正彦君

以上で、西藤典子議員の質問を終了します。

次に4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして3点について質問をいたします。

まず、1点目は10月に新築移転しましたくらで病院について質問をいたします。

くらで病院は前町長時代に様々な事件や問題が起こり病院の存続危機にも陥りました。

現在、河野理事長を先頭に全職員が一丸となって頑張っておられます。

さらに独立行政法人になっていますが、町民の財産であり地域医療を守る拠点でもあります。

ですから、町民全体がくらで病院の充実と発展を願っていると思います。

町長も、このくらで病院の開設者でもありますので、権限を逸脱しない範囲で答弁と病院に対しての改善要求をしていただきたいというふうに思っております。

そういった中、私のところにある町民から電話がありまして、なぜ公有地である病院の敷地内に民間の薬局が建っているのか疑問の声が寄せられました。

議会にも、以前、新築移転に伴い図面と一緒に院内薬局から院外薬局へ移行するという報告は受けていましたが、まさか民間の薬局ができるとは思っていませんでした。

この薬局は福岡県内を中心に全国に40店舗を展開していますが、私の調べた限りでは、公的病院の敷地内に建てられているものはなく、病院の近隣に建てられています。

民間薬局がくらで病院の敷地内に建てられた経緯と、ほかに同様の例があるのか、お答えください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員ご指摘のとおり、これまで幾つか独立行政法人くらで病院に関するご質問をいただいております。

そのときにもお答えしましたが、地方独立行政法人法の運用に当たっては、法第3条第3

項において、地方独立行政法人の事務及び事業の特性並びに地方独立行政法人の業務運営における自主性は十分配慮されなければならないこととなっております。

ご質問については、法人が経営運営等において、その事務及び事業の特性、並びに地方独立行政法人の業務運営における自主性を発揮し、判断されたものでありますので、私が運営等について言及する立場にないことは、今、議員がご指摘のとおり、過去の苦い経験からも、ご理解、ご了承いただけるものと思います。

その上でご質問の民間の薬局が公有地に建てた経緯につきましては、新病院の建設用地を町立野球場に決定した時点で、その建設用地は、町からくらて病院へ出資されるものです。それは法第6条によるものでありますが、最終的な所有権は、くらて病院が保有するものであることから、経営的かつ利用者の利便性等を考慮して、敷地内に民間の調剤薬局を誘致する判断に至ったことと思います。

なお、新病院が10月1日に開院したと同時に所有権は、くらて病院に移っております。また、他の同様の例としましては、くらて病院より先に建設されました地方独立行政法人芦屋中央病院や北九州市立八幡病院、熊本市市民病院などがあります。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

なかなかですね、深く、踏み込んでの話とかはちょっとしにくい問題でもあるのはわかっているんですけども、やっぱり、先ほど町長も言われたように苦い経験があるわけで、やっぱり町民の方から見て、疑問の声とかということが上がらないような、それこそ本当に公正で清潔な運営を、ぜひ、くらて病院がやっていただきたいという思いから、町民から言われたわけですけども、私も確かにそのとおりだと、私の知っている限りでは、民間の薬局が、公的病院の敷地内にあるっていうのは見たことなかったもので、今、町長は3つほど八幡市立病院も含めてあるということなのですけども。

聞きましたら今回のくらて病院はプロポーザル方式でやったというような話でした。

ただ、以前、病院の建設の予定の図面を見せていただいたときに、新築移転に伴って院内薬局から院外薬局にしますよという説明を受けたんですよね。

だけでも、それ自体は私はもう法人として別に薬局をつくるものだと勝手に理解していたわけですけども。その民間の薬局に入るというのをちょっと聞いたことなかったものですね。

もう一つは、この民間薬局なのですけども、旧くらて病院、城ヶ崎が先にある。旧くらて病院の前に何年も看板だけが立っていたということもあります。その薬局が新築移転に伴って病院の敷地内、しかも玄関の目の前に立っている。

やっぱり何かあるんじゃないだろうかというような疑惑の目というか、そういうものをやっぱり向けられるのも当然じゃないだろうかというふうに思うわけです。

なぜ、くらて病院として薬局を建てなかったのか、分かる範囲で答弁出来ましたらお願い

したいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは、くらすて病院として薬局を建てることは保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第2条の3第1項第1号の規定で、保険医療機関と一体的な構造とし、または、保険医療機関と一体的な経営を行うことについては出来ないこととなっているということから、法的なことで出来ないということだそうです。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

民間だったらもうほぼ一体的なものに今なっているわけですよ。病院の敷地内に民間の薬局が建っていると。

だから、ここをですね、どうにもなんか腑に落ちないというか、そういう考えを持ってある町民の方もたくさんおられるわけで、特に薬局っていうのは処方箋が出されたら、どこの薬局行っても患者さんはいいわけですから。

だけど、玄関の目の前にあつたら、もうどうぞこの薬局使ってくださいというような、独占的な感じも受けるわけですよ。

それがしかも民間ですから、ちょっと疑問というか疑惑の目っていうか、何かあるんじゃないだろうかというふうに思うわけですけども、ぜひとも、もう今さらどうなるとはちょっとよくわかりませんが、ただ今後、例えば、今ある民間の薬局が何らかの理由で潰れたりとか移転するとかということがあった場合どうするのか。

そういうのも含めて、ちょっと具体的でしょうけど、もし、分かれば何か、その分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今の民間の薬局が潰れたときはどうするかというようなご質問ですが、ちょっと私がここで答弁できるようなご質問でもありませんし、仮定の話でもありますので答弁は控えさせていただきます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

わかりました。ただですね、こういうふうに考えてある方もいるということだけはぜひ病院のほうに伝えていただきたいと思います。

次に施設についてお尋ねします。

もう病院が建てられて開院していますんで、変更出来ない部分もあるでしょうけれども、不便とか、疑問を感じたりとか、改善してほしい点なども私のところにも寄せられていますし、私も実際に行って見っていますが、その点についても改善できるところはぜひ病院に改善をお願いして、また、こういう意見があるということもですね、ぜひ伝えていただきたいと思いますので幾つか、ご報告をさせていただきたいと思いますが、まず一つがですね、玄関がもう東の1番端にあるので駐車場の、例えば西側に車止めると入り口までの距離が物すごくあるんですね。100何十メートルかありますけども、何で中央に玄関がなかったのか。入って受付がすぐあるわけですけども、今度は、例えば1番奥にあるレントゲン室が1番奥にあるわけですね。そこまでの距離がものすごくあると。なんで、その受付が中央じゃなかったのかちょっとよくわからない。

それから点字ブロックについてなんですけども、玄関入り口手前から薬局のほうに向かっていると。これ、通告では入れていましたけども、よくよく見れば薬局のわきを抜けて自転車歩行者用の反対側からの点字ブロックになっているというのはわかりましたけども、角々を曲がって薬局の横をすり抜けて行かなきゃ入らないといけないというような、どうもあの建て方は、どうなのかというふうに思います。疑問に思います。

それから、病院内では診療科とか検査室などへの案内表示。現在、アルファベットでFに行ってくださいとか言われますけども、高いところにあるんですよね。その表示自体が。上向いて歩いていたらいつの間にか受付通り過ぎて、例えばレントゲン室の受付通り過ぎて、どこにあるんだろうかと、本当にわかりにくいんですよね。特にお年寄りなんかアルファベットだけで判断するというのもですね、なかなか不親切じゃないだろうかと思うわけで、よくある色分けで、こっちの青い線のほうに向かっていったらな、受付がありますからとか何かそういうふうな改善をぜひしていただけたらいいんじゃないだろうかと思ったり、通路に手すりがないというのも入院患者は、私病棟には入っていませんけど、多分病棟のほうにあるんじゃないかなとは思いますが、ちょっとよくわかりませんが、外来の患者さんでも足が不自由だったりとかいうことでちょっと手すりが必要とか、という方もおられるわけで、何であそこにて手すりがないのかなというふうに疑問を思うわけです。

もう一つですね。急患や救急車で運ばれた方への対応が迅速に行われなかったというのが、まだこの開院して間もないというのがありますけれども、実はある救急隊の方から救急車で心肺停止の患者さんを運んだと。だけど、連れて行ったはいいけども、なかなか搬入出来なかったというような話も聞きました。

私も、別の怪我された方を、手から血がしたり落ちているような方を連れて行きましたけども、救急車呼ぶよりも近くですから、くらて病院電話して連れて行って受入れてもらえますかって電話して、いいですよということだから、連れて行ったわけですけども、そこから受付が始まるんですよ。もちろん受け付けをしますけど、その問診票を書いてくださいとか、もう血がどんどん出ている。急患ですからといってもですね、前の旧くらで病院のときはすぐ見てもらえた。電話していけばですね。向こうも病院側も待ち受けて、すぐ対応はさ

れてあったと思います。そういった事例もあったんで、ぜひそういうことも伝えていただいて改善できるところは改善してほしいということを開設者の町長のほうからもぜひ言っていただきたいし、病院の評価委員会もあります、議会からも執行部のほうからも出されてありますが、そういった中で、ぜひ意見をさせていただきたいというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今回、宇田議員のご質問に対して、冒頭言いましたように、なかなか、独立行政法人に対して開設者とは言いながら、なかなか介入出来ない部分もあります。

特に、こういった施設についても先ほども苦い経験ということで言いましたが、こういうことをですね、一々、私の立場から病院に言うのが適切かどうかというのは、ちょっと判断をする必要があるかなということは考えております。

そういったことが前提とした上で、これまでもたくさんの病院建設に携わった一流の設計会社が設計された病院でもあります。

様々な実情を考慮して新病院が出来ているというふうに私自身も思っています。

また、急患や救急車が運ばれた方の対応については、現場の状況が実際どのような状態であったのかとか、または様々な状況の中での対応をされているというふうに思います。

そういった中で、そもそも私が、そういった対応について病院に対してこうなさいとかああじゃないですかとかいうようなことは言えるのかなと。なかなか難しいのじゃないかなというふうな気はしています。

ただ、先ほども議員がご指摘があったように、町として法人に課した中期目標の業務実績等に関して、評価委員会の意見を聞いた上で、私が評価をしなければならないということになっております。新病院は10月に開院したところですので、来年度行われる令和3年度の業務実績評価において、改善されるべき点があれば設立団体の長として、認められた権限の範囲内で、法人に対し改善を求めていきたいというふうに思っています。

また私はもちろん設立団体の長でもありますし、一定の責任はあるというふうには考えております。

また宇田川議員におきましても、議員という立場でもありますので、一定の範囲内で当然住民の代表でもありますので、宇田川議員からも一定の範囲内でのご指摘はあってもいいのかなというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

私が1回1回病院に行って、意見するということがいいんでしょうか。

実際、町立病院から独立行政法人になったその経緯としては、1番はやっぱり人材不足や

ったんですよ。看護師、医師等はまだ人材が足りない、検査技師とかも含めてですね。

だけど、給与が低いから、なかなか人材が集められない。でも、上げようと思っても1回1回その度に議会で定例会を待って上げないといけないと、議決を受けないといけない。そういうことが1番最初にあったと思うんですよ。

だから、独立行政法人になったからといって、もちろん権限を逸脱しては駄目ですけども、そこはやっぱり地域の医療を守る、そして地域の方が利用する病院でもありますから、ぜひ、利用者の方の意見を聞いていただきたいと。そういう場を。場っていうか、多分意見書みたいな、行けば投書箱みたいのがあったとは思いますが、ぜひ、そういう声をどんどん、町民の方が病院のほうに寄せていただくとか、そういった方策を気軽に意見が言えるというようなシステムをぜひ作ってほしいというようなことでもいいと思うんですよ。

なかなか私、1回1回聞いて事務局長やら尋ねていくっていうのは、なかなか難しいですから、そういったシステムづくりを利用者の立場に立った病院ということでの対応をぜひお願いしたいと思いますので、この点もぜひつけ加えてお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

くからて病院としては中核病院としての自覚も十分にあるというふうにも思いますし、当然ながら鞍手町だけじゃなくて地域の住民の健康また命を守っているというふうな認識もあるというふうに感じております。

先ほど、宇田川議員が言われましたように、住民なり病院にかかってらっしゃる患者さんたちのですね、意見をどのように徴収するかっていうことについては、私自身も必要なことかなというふうな思いもありますのでそのことについては病院のほうにも伝えたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

はい、ぜひですねもう、私達も逆に苦い経験をしてきたからこそ、新しくできたくからて病院を守って発展させていきたいというふうに思っていますので、そういうことを知っておいていただきたいと思います。

次に行きます。プラスチックリサイクル業のM社についてお尋ねをいたします。

この問題については昨年の9月議会、12月議会に一般質問で取上げました。

昨年の6月に地元の区長さん、それから環境事務所、町とも話合いを持って、いろんな改善点を話しあわれたんですけども、改善点の一つに、その当時は8月末までに煙のフードをつけると会社側が約束していたわけですけども、1月末というか2か月程度でできるでしょうと。としたのに、全然ついてなかったんで、12月議会に私、一般質問でもう一度聞きました。

そしたら、コロナウイルスで技術者が来ないから、物はあるけど組立てられないとか、何かいろんな理由付けられてあったみたいですが、もう約束してから1年半経っているんですよね。私が2回目の質問をしてからも、もう既に1年経っています。

先日、近く通りましたら朝、煙が結構出ていましたので、もう全然改善されてないんじゃないだろうかというふうに思ったわけで、今回もう一度質問させていただくわけですが、その後の町からの指導または環境事務所等、M社との話。そして指導や改善というのはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、農政環境課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村 俊夫君

お答えいたします。プラスチック加工業者の件については昨年9月と12月にもご質問をいただきました。その後今年に入ってから町職員で現地の確認を行っております。

現在、当該のプラスチック加工業については、当初の事業者とは別の事業者が事業を承継しており、新しい事業者にも、こちらからの改善要望等について引継ぎを受けていました。

ご質問にある煙は、破碎したプラスチックを溶かす際及び冷却する際に発生する水蒸気ということです。

発生した水蒸気の処理については、一部排気ダクト、脱臭装置が設置されていますが、製品が中国製であり、中国の技術者が来日しなければ残りの部品の取付け及び稼働ができないということで、昨年12月の回答から状況は変わっておりません。

町としましては、法的根拠に基づいて強制的な措置を行うことは出来ませんが、近隣住民の状況を伝え、環境改善の要求を続けたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

事業者が変わったという、それいつの話なのでしょうか。

もう先ほども言いましたように、1年半前にも約束して2か月程度でフードつけるということで、それから半年経ってもまだついてない、

今年、町が確認していったら、まだでしたという話ですけども、その約束が事業者も変わって延び延びになって、ただ近隣住民は。

あれ、水蒸気じゃなくて煙ですよ、明らかに。私見るけど、あんな水蒸気ありません。明らかに煙です。そんなにボンボンなんか燃やしてっていうような、それほどのやつではないにしろ、水蒸気とはとても思えないようなものですので、ぜひそれも、変な話、抜き打ち的

にでもぜひ確認を町としてもしながら、指導改善を図っていただきたいというふうに思いますので答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村 俊夫君

はい、お答えいたします。事業者が変わった時期なんですけども、今年の3月か4月ごろということですよ。

あと、煙の件につきましては、事業者から確認したときには水蒸気ということで回答いただいておりますので、もう一度確認をしたいと思っております。

あと、機械につきましては、多額の経費をかけて導入しているということで、それを業者としても早くつけたいとは言っておりましたので、その状況については随時、確認をしていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

予防的なその機械については、多額の費用をかけているんでっていうことでしょうかけども、別の事業者が変わったのがもう3月か4月ぐらいでもそれでも半年以上たってるわけで、付ける気ないんじゃないですか、これ。法的な措置はなかなか難しいかもしれませんが、ある程度強くやっぱり言わないと。

約束して1年半、創業からしたらもう2年以上、2年3か月たっているわけですね。

本当にこれ、ずっと煙出続けているわけで。明らかに水蒸気じゃない煙が出てくるわけで。

去年見たときはもう洗剤みたいな泡がずっと何川かはちょっとわかりませんが。北田川か。そこに、もう泡がすごい量で流れていったのを、たまたま見たわけですけど。業者の言うことだけじゃなくてやっぱり、ある程度、何か別の用事でも行ったときに気にかけてちょっと見ておくとか、ということも是非していただいて。少しやっぱり強い措置を。

もう、近隣住民2年以上もずっと悩まされ続けているわけですから、そこは町としても、ぜひ意識的に取り組んでいただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村 俊夫君

なかなか、強制的な措置というところは難しいかと思うのですが、あと部品につきましては、やはりコロナの関係で中国の技術者が来られないで日本の技術者に相談したけども、中国製ということで断られるということで、事業者のほうは言っております。

私たちのほうとしましても随時、現場のほう確認して、そちらの要求等を続けていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

はい。もう、いつまでも住民は待てませんので、ぜひ、その辺よろしくお願いします。

次に、古月小学校下の通学路の環境整備についてと通告を出してはいますが、よくよく聞きましたら、ここは通学路ではないということでしたけども、町道には間違いありませんし、小学生も、もちろん、近隣の住民もですね、困ってあるということですので質問したいと思います。

古月小学校下の西川沿いの環境整備についてですね。この問題も昨年12月で質問をいたしました。ただ、先日見たときに昨年よりももっとなんかひどい状況になっているように思うわけで。

溝蓋もほとんどゴミって言ったら本人が違うというんでしょうけれども、そういったものがずっとあるわけで。

せめて何か改善の要求。例えばフェンスをつけるとか。その内側にするとか何か、なかなか本人と会わないというような話も聞きましたけど、その後の対策等はどのようなふうになっているのか、やってきたのか、教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましても、農政環境課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村 俊夫君

はい、お答えいたします。古月小学校下の町道の環境整備については、昨年112月にも質問をいただきました。その後、定期的な巡回を行ったり、土地所有者が来ているとの情報提供があった際には、現地に行ったりしております。

定期的な巡回の際に町道にはみ出ているものがあれば、敷地内に戻し土地所有者に会うことが出来た際には環境の改善についてお願いをしております。

夏には、警察、保健福祉環境事務所に再度相談を行いました。警察としても現段階では手が出せない。環境事務所としても、根気強くお願いするしかないとの回答をいただきました。

今後も定期的な巡回を行い、土地所有者へ環境改善の要求を続けたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

なかなか難しい問題であるのは、私も理解でできるんですけども、やっぱり学校のすぐ近くというのがありますしですね。

それこそ昨年私が質問したときは、溝蓋にガラスの破片もいっぱいあったということで、職員の方が片づけてくれたという、敷地内のほうに戻したというような話も聞きましたけども。本当言うたら町の職員がすることじゃないんですよ。本人がしないといけないわけで、なかなか難しい問題っていうのは私も理解出来ますけどね。何とか、今、課長言われるように根気強くやっていただきたいと思いますけど。

本人とは何回ぐらい話しが出来ているんでしょうか。町民の方ですか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 大村 俊夫君

先ほど申しましたように土地の所有者がこちらに来ているという情報が出たときには、現地のほうに向かうようにしております。

土地所有者の方については個人情報等の関係もありますが、町外の方でございます。

なかなか連絡をもらって、実際行った際にはもう既になかったりっていうこともありまして、今年に入って、2回ほどお会いをしております。その際に、次回、片づけの約束等をするんですけども、なかなかお会いすることが出来ない。

あと携帯電話の番号も知ってるんですが、なかなか出ていただけない、たまにとったときもなかなか対応をしてくれるんですけども、その後、反応がないっていう状況でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

大変でしょうけど、なかなか近隣住民のためにもですね、子どもたちのためにも、ぜひ、根気強くやっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川 亮議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時10分

再開 14:20分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。引き続き一般質問を行います。

2番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

では通告に従いまして質問いたします。

初めに、防災対策についてです。

近隣の市町には海拔表示、あるいは電柱や掲示板に浸水の表示がありますが、鞍手町には

そのようなものがありますでしょうか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在のところ海拔表示に関する看板等の設置は行っておりません。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

海拔の表示はですね、津波を想定して海に近い市や町に設置されていると思われま

す。また、隣の直方市ですけれども浸水の表示がありまして、浸水想定区域の電柱100本に降水時に予想される浸水の深さを示す表示となっております。

近年各地で洪水災害が相次いでおり、その表示により、浸水の深さを実感してもらい早期の避難を促したいという考えに基づいて設置されています。

同じ遠賀川沿いにある鞍手町でも浸水想定区域の電柱に設置する必要があると考えられます。

毎年水害で浸水している地区の方から要望が出ておりまして、遠賀川だけじゃなくて鞍手町には西川もありまして、遠賀から近い居住地の人たちには必要であると考えますけれども、いかがでしょうか。町長の考えをお聞かせください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

海拔表示につきましては、議員が言われましたとおり、津波、高潮の影響を考慮しての表示だというふうに考えておりますが、本町には津波による浸水想定区域はありません。

また高潮による浸水想定地域はありますが、ほとんどが農地ということで、宅地においても箇所は浸水想定50センチ程度ということになっておりまして、また本町は、沿岸地域というふうなところには位置しておりませんので、津波では、先ほど言いましたように浸水想定地域ありません。

また高潮の影響についても低いことから、海拔表示盤の設置については、予定をしておりません。

しかしながら、浸水の想定深という、要するに水害に関わる浸水想定地域に対しての浸水板の設置についてということにつきましては、鞍手町の防災ハザードマップで示します遠賀川や西川が大雨によって氾濫した場合に想定される浸水の深さがありますが、いわゆる、想定浸水深につきましては現在のところ、表示盤等の設置をもちろんしておりませんが、今後、設置することが必要かどうかにつきましては検討をしたいと思っております。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

やはり必要であると考えますので、近い将来に向けて前向きに検討をお願いしたいと思います。

では次の質問に移ります。

小中学校で使用しているタブレット端末についてです。

児童生徒間のコミュニケーションにして使用できるLINE等のアプリはインストールされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

児童生徒が使用する、タブレット端末にはLINEなどのアプリはインストールされておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

そういう回答を聞いてちょっと安心できました。

タブレット端末の利用に必要なパスワード等の管理はどのようにされてますでしょうか、お尋ねします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

端末のIDやパスワードにつきましては、児童生徒一人ひとりに個別のものを付与しております。

このIDやパスワードの管理につきましては日頃から自分のパスワードは誰にも教えないように、責任を持って管理するよう指導しております。

なお、小学生につきましてはパスワードの入力が難しいことからQRコードを読み込んで使用するようにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

はい、了承しました。

それでは、児童生徒の使用状況を学校でしか使えないようになっていると思いますけれども、どのようなチェックになっているか、教えてください。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

児童生徒が学校で使用するときには、学校でフィルターを設置しておりますので、有害ソフトなどのダウンロードや有害サイトの閲覧は出来ないようになっております。

また、使用状況につきましては、その履歴が確認するようになっております。

タブレットを使った学習の一部につきましては、イーライブラリー。ドリルソフトですが、活用しまして、その進捗状況は教職員が逐次確認できるようになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

野口委員。

○2番 野口 美恵子君

今の答弁で、大体、学校での状況がわかりました。

それでは児童生徒のタブレット等の知識に追いつけない教員がいらっしゃるっていうふうに報道で聞きましたけれども、近隣市町では教職員の研修会も実施していきつつあるところが実際にありますけれども、鞍手町ではどうでしょうか、そういう予定はありますでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

教職員の研修につきましては、各学校から教務主任を代表として招集いたしましたICT教育推進委員会を5月に立ち上げ、ICT教育に必要な調査及び研修などを行っております。

このことは毎月行っている校長会議でも、その内容を検証し教職員全体の資質向上に向けた取組につながっております。

具体的な研修といたしましては、夏季講習で全教職員を対象とした研修や県教育センターから指導者を招いての研修。各学校で講師を招いての研修など、様々な形で行っております。以上です。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

今の答弁で、いろいろご努力されているということがわかりました。

今年の4月から1人1台のタブレット端末が配備されましたけれども教育現場での適切な管理運用が求められております。

児童、生徒たちが安心して学べる環境を提供するのが、大人の責務だと思われま

すが、学びに使う機材を、いじめの温床とならないように今後とも児童生徒への指導をよろしく願いして私の一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で野口美恵子議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。明日、7日を休会にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日7日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時27分

令和3年度鞍手町議会第8回定例会会議録（第3号）						
令和3年12月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年12月8日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年12月8日 午後2時05分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
会 議 録 署 名 員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局 長	武 谷 朋 視	出 欠	議 会 事 務 局 次 長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副 町 長	浅 野 彩	出 欠	
	教 育 長	外 園 哲 也	出 欠	会 計 課 長	友 澤 和 子	出 欠	
	総 務 課 長	三 戸 公 則	出 欠	建 設 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠	
	福 祉 人 権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政 策 推 進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠	
	税 務 住 民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地 域 振 興 課 長	立 石 一 夫	出 欠	
	農 政 環 境 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上 下 水 道 課 長	原 敏 勝	出 欠	
	保 険 健 康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教 育 課 長	古 後 憲 浩	出 欠	
議 事 日 程	別 紙 の と お り						
付 議 事 件	別 紙 の と お り						
会 議 経 過	別 紙 の と お り						

## 令和3年第8回鞍手町議会定例会議事日程

12月8日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第89号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第90号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第91号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第92号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第93号 専決処分の承認（令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第6号）
- 日程第6 議案第94号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第95号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第96号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第97号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除
- 日程第10 議案第98号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事（1工区）請負契約の締結
- 日程第11 議案第99号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事（2工区）請負契約の締結

令和3年12月8日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第89号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

提案説明書に、産科医療補償制度の見直しに伴う出産育児一時金の規定が改正されたとありますが、この産科医療補償制度の見直していうのをちょっと、ご説明願いたいと思っております。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、お答えいたします。この産科医療補償制度というものは、2009年1月に産科医不足の改善や、産科医療提供体制の確保を背景に安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、1つ目といたしまして、分娩に関連し発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するもの。それから、脳性麻痺等発症の原因分析を行い同じような事例の再発防止に資する情報の提供、そういったものを目的にこの制度がつくられております。簡単に言えば保険のようなものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ということは国保だけではなくて、ほかの保険、健康保険についても関わっている内容であるわけですね。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

一般に会社員等が入られている社会保険の加入者が分娩する場合も、この産科医療補償制度には大体分娩機関の99.9%が加入してあるというふうなところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第89号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第89号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第2 議案第90号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

かねてから、子どもの均等割、これは私ぜひ、なくしてほしいということは言っておりましたので、なかなかうれしいことではありますが、未就学児の均等割の半額を補償するということのようなのですか

ら、鞍手町だったら2万8,600円の半額ということは1万4,300円というようなことに減額対象でないお子さんにはなっていくということですかね。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

はい、お答えいたします。今議員さんおっしゃいましたように、均等割につきましては、医療費分につきましては、2万1,000円が均等割がかかります。それと後期高齢者の支援分として、7,600円になりますので、合わせて2万8,600円にはなります。その約半額となりますので、あと、7割とか5割、2割軽減されている方がいらっしゃいますので、その分は軽減を引いた分の半額ということになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

鞍手町では、対象者は何人ぐらい見込まれていて、そしてそれによって減額が、今さっきおっしゃったように2割とか7割とかありますが、どのぐらいの減額が見込まれるのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

はい、鞍手町におきまして未就学児につきましては、69人対象となっております。で、この改正前につきましては均等割の合計は69人、につきましては、114万1,140円となっております。その半額となりますので、57万570円これが減額の対象となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第90号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第91号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第91号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第92号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第92号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。  
次に、日程第5 議案第93号 専決処分の承認令和3年度鞍手町一般会計補正予算第6号を議題とします。

まず、歳出より質疑を受けします。補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。3款 民生費について、10頁から11頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

はい。まず今回のこの予算執行について支給対象者が18歳以下というふうに理解をしておりますが、ほかに条件があるのかないのか。もし、あるんだったらその辺を教えてくださいと思います。例えば、青年擬制による婚姻者、一度青年擬制を受けた者が婚姻関係が18歳以下でなくなったとしても、それはそのまま継続するというのが民法上の理解だというふうに理解をしております。さらに、18歳以下で社会人として働いている方、こういう方が対象になるのか否か。ほかに条件等があればそれもあわせて教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい、お答えいたします。まず支給対象となる方でございますが、これを令和3年9月分の児童手当の受給者及び高校生相当児を養育している者であって、児童手当法則給付の支給要件に当てはめて、該当する方及び令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当の受給者、この方が支給の対象者となります。支給対象児童ということになるんですが、これはもう生年月日で決められておまして、平成15年4月2日生まれから平成4年3月31日生まれの児童ということになっております。それと今議員がおっしゃいました高校生世代であって、過去に婚姻関係があった方については、基準日で判断をいたします。基準日で、婚姻関係が解消されておれば、尚且つその児童が父母等により養育をされておれば、支給の対象となるということでございます。また、お仕事などをされている高校生世代の方、仮にその方に収入があったとしても、児童手当の本則給付に照らし合わせて、その保護者の方が所得要件等を満たせば、今回の支給対象になるということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

もうちょっと青年擬制のとは、ちょっと納得できませんけど、何らかの指針か指導なりの連絡でそういうふうな条件が成立しているんだろうなというふうな理解をさせていただいて、さらにその、これ保護者は、保護者というふうな表現でいいと思うんですけど、所得制限が何かありましたよね。ちょっと詳しい金額をもう一度確認したいんですけど。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

今回の給付につきましては、児童手当の本則給付の所得要件に照らし合わせて給付をされる。これも全て迅速に給付をするという国の考えで、そのような方法をとられております。報道等で、収入960万の所得要件というふうな形で申されておりましたが、この960万と申しますのは、給与収入の場合960万であれば、扶養親族等の数が3人であれば、給与収入960万がその収入の制限ということでございます。所得に直しますと、736万円。扶養家族3人いれば、所得736万が制限となります。その扶養が減れば、例えば2人になると、所得は698万。収入になおしますと、917万8,000円。扶養人数が1人ですと、所得が660万、収入に直すと875万6,000円。扶養家族がゼロということになると、所得622万収入額が833万3,000円ということになりま

すので、960万なくても、扶養人数によって所得制限が下がるっていうのが児童手当の仕組みでございます。これを使って、今回の給付金が支払われるっていうことになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

はい。今回の議案は、国の言う、その子育てに対する支援金、子育て世帯に対する支援金10万円のうちの、その現金給付に当たる5万円ということでありまして、そもそもこれ国から予算が5万円分しか来てないんだと思うんですけど、これ残りの5万円分はいずれ来るんだと思いますが、どうして1本で来てないんですか。1つの政策に対して何で分けているのかっていうのがちょっと理解できないんですが。おそらく国の都合かもしれないんで、その辺何か情報等があれば。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい。この給付金については10万円相当の給付を行うということにされまして、まず5万円については、現金で支払うとされております。その5万円の現金を支払う場合、中学生以下、もう既に児童手当等支払っているその中学生以下については、コロナ予算の予備費で賄うと。高校生世代については、今国会行われておりますが、その補正予算で対応するというところでございます。あわせて残りの5万円、報道等でご存じだと思うんですけども、クーポンなどを支給する。この予算につきましても、現在の国会で審議をされておりますので、先行給付、この5万円については、中学生については年内支給を目指してという国を指導に基づきまして、本町でもそのように対応をしておるところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

昨日の記者会で、松野官房長官がこれは全額現金の給付も可能であると。地方自治体の実情に応じて、可能であるということを示されているんですね。これについて、いろいろマスコミでも言われているように、このクーポン券と半々にすることによって、967億円も事務費、経費が増加するというので、かなり反対意見も出ているんですが、鞍手町としては国の方針どおりということなんでしょうかね。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい、お答えいたします。私も昨日の官房長官の記者会見の内容を見させていただきましたが、その内容を見る限り、国が当初から言っていた説明どおりの内容でありまして、何ら変わっているところはないというふうに認識をしております。と言いますのも、国は先行して5万円の給付をするけども、特別の事情があって6月までにクーポン券の支給ができない場合は、現金で支払ってもいい。言い換えれば地域の実情に応じて、それが不可能であれば、現金5万円の給付を行っていいっていうところは、もう当初から言っておりました。今のところ、そのクーポン券の給付について、国からのそういう情報等がまだ乏しい状態にありますので、現在、鞍手町ではどうするかっていうところまで決定するには至っておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

と言いますのが、まだ今対象になっておりませんこの9頁にあるところの事務費が333万4,0

000円ですか、これが事務費の補助になっていると思うんですけど、一本化できればこの333万4,000円が浮いてくるっていうか、ほかの用途に使えるのかとちょっと思うんですが、そういうことはあまり考えてないんですかね。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい、お答えいたします。9頁に上げています事務費補助金の333万4,000円に関しましては、5万円の給付、現金給付に係る事務費でございますので、クーポン給付に係る事務費につきましては、この予算では計上しておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

報道等で全額現金でもよいというような話も出ている中で、別の自治体ではもう年内に10万円先行的に給付すると決めた首長もおられるわけで、先ほどの課長の説明では、クーポンが行き渡らないとか、そういう特別な事情がある場合は、今後全額現金給付でも、というような自治体の実情に応じてそういうことができるという国の方針が変わってないということですが、状況を見れば変わってくるんじゃないだろうかという気もします。

とすれば、クーポン券を優先するよりも、やっぱり現金でいただいたほうが、いただく方としてはそれはもううれしいし、そちらの方が早いと思うんですね。例えば今回5万円を先行して、中学生以下の児童手当支給要件満たしてある方は、5万円を先行して年内に給付すると。

とすれば、もう口座番号とかも町は把握しているわけで、例えば町の方針として、全額やっぱり現金で給付するというふうになった場合に、その部分については後からでも、またその振り込むだけで済むんじゃないだろうかという気もするわけですが、これはもう、町長の考え一つになってくると思うんですね。現金給付にするかどうか。まだ確定はしていませんけども、今後やっぱり現金給付でもよいと、自治体の裁量によってそういうことをすることもできるというふうになった場合は、そのマイナポイントがどうのこうのとかクーポンがどうのこうのとかいう話よりも、やっぱり現金で、スッと渡したほうが1番すんなりいくんじゃないだろうかというふうに思いますけども、町長の考えを教えていただきたい。

○議長 星 正彦君

町長

○町長 岡崎 邦博君

先ほど課長が答弁したとおり、自治体によってはそれぞれの事情によって、現金給付でもいいというような答弁、国の考え方でもあります。ただ、しかしながらまだ補正予算の今審議中でもありますし、今後おそらく国のほうからいろいろアナウンスが出てくるんじゃないかなというふうにも考えています。先ほど課長が答弁したとおり、まだ庁舎内で、こうしようというような方針は決まっておられません、今後国の方針がアナウンスとして出た時点で、現金給付ですということも1つの方法としてはあるかなというふうには思います。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

これで、歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。15款 国庫支出金について、8頁から9頁まで質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第93号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第94号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第7号を議題とします。

まず、歳出より質疑を受けます。補正予算に関する説明書の18頁をお開きください。2款 総務費及び3款 民生費について、18頁から27頁まで質疑ありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

19頁。総務課庶務管財係財産管理費委託料が2点出ていますが、これの内容等を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい、お答えいたします。今回委託料を補正させていただいております。で、不動産鑑定委託料といたしましては、当初49万5,000円の当初予算を計上させていただいておりますけれども、旧保育所2箇所の鑑定を行って、42万9,000円を執行しております。残が6万6,000円となっておりますので、今後、鑑定等が発生することがあるかもしれませんので、15万円を追加をさせていただいております。それから、登記業務委託料につきましても、旧西川第一保育所及び剣第一保育所の建物の登記を行っております。その執行をいたしましたので西川保育所分が44万5,500円。それから旧剣保育所分が36万3,000円、合わせまして80万8,500円となりますのでこの追加を行っているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

はい、不動産鑑定委託料は今後発生するかもしれないということでこれはまだ資金用途等は決まっていなくてということで理解させていただきます。次の登記業務委託料についてもそういうふうな理解でいいのかなと。これ両方ともそういう理解でいいんですか。それか今後使う予定、どちらか使う予定があつて云々ということであれば、私ちょっと今マスク越したんで、課長の最後の言葉尻がよく聞き取れなかったんですけど、今後発生するおそれがあるから、追加予算として計上している。使う予定はないかもしれないといった予算なのか。その辺をちょっともう一度、はっきりと。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい、まず不動産鑑定委託料につきましては当初予算で49万5,000円を計上しておりました。そのうちの、42万9,000円を使いましたので、今後の不動産鑑定等が発生することがあった場合に備えて、これは追加するものでございます。それから、登記業務委託料につきましては、これからこの部分を登記をするというところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

同じ頁のふるさと納税なんですが、この委託料の内容を教えてください。

○議長 星 正彦君  
政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい、お答えいたします。ふるさと納税の委託料につきましては、ふるさと納税の返礼品を各サイトに掲載する際の委託料というふうな形になります。以上です。

○議長 星 正彦君  
有働議員。

○8番 有働 徳仁君

この委託料って、2, 800万ぐらい

○議長 星 正彦君  
政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい、ふるさと納税の委託料につきましては、鞍手町のほうが現在ふるさとチョイス、さとふる、ふるさとプラス、楽天のほうにふるさと納税の応募をかけております。その際の委託料というのが大体5%から12%ということで、各自治体、同じものになりますので、妥当な数字ではあると考えております。以上です。

○議長 星 正彦君  
有働議員。

○8番 有働 徳仁君

その下のふるさと応援基金、積立基金なんですが、この内容とこの金額は全体の何%を積立てされているのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君  
政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい、お答えいたします。ふるさと応援基金積立金につきましては、今回2億5, 000万円の寄附額を見込んでおりますので、そのうちの50%を積立てるというふうな形で考えております。以上です。

○議長 星 正彦君  
有働議員。

○8番 有働 徳仁君

これ前回も一般質問させてもらったんですが、7区分あると思います。その中で縛りがない部分というのがあると思うんですが、その縛りがない部分は今後どういう感じで、使うっていうか、今後どうしていくかっていうのを、考えがあればお聞かせください。

○議長 星 正彦君  
政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい。お答えいたします。基金に積立てた分につきましては、一旦基金に積立て、その翌年度に事業に充当するというふうな考え方でございますが、確かに寄附をされた方が、使途区分を指定されますので、そういった事業に充てていきたいとは考えておりますが、今後の財政状況を考えながら、有利な、すいません失礼しました。必要な財源に、事業に充てていくというふうな形で考えております。以上です。

○議長 星 正彦君  
有働議員

○8番 有働 徳仁君

この積立基金の1億2,500万っていうのは今後どういった形で7区分分配して使っていくのかっていうのは、今後考えていくということの理解でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい、そのとおりでございます。基金の積立てに行った部分の1月1日から12月31日までの翌年の事業にどういうふうな形で使っていけばいいかというところで整理をさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

25頁の障害児支援。提案説明にありますけども、当初はどのくらい想定していて今回どのくらい件数が増えたのか教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい、お答えいたします。当初この障害児通所給付費につきましては、児童発達支援で52名の590日を見込んでおりましたが、増加傾向にあるということで、69名の699日分、また放課後デイサービスにつきましては、当初129名1,904日分予算を計上しておりましたが、増加傾向にあり176名2,382日分、さらに障害児の相談サービスにつきましては当初31件で予算要求しておりましたが、増加が見込まれ、49件を見込んで合計682万1,000円を追加しておるところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

21頁の電算管理費のところですが、その情報システム管理費の地方公共団体情報システム機構負担金と。これマイナンバーカードのことだと思いますが、具体的にはどういうふうな内容で何件とかいうようなこともあると思いますが、見込まれてのことなんですか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。これは令和3年度の個人番号通知、個人番号カード関連事務費の負担金となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

次に進みます。4款 衛生費から8款 土木費について、26頁から31頁まで質疑ありませんか。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

予防接種業務委託料というのがありますが、これは新型コロナウイルスワクチンの3回目と理解してよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

今回補正させていただいています3, 219万3, 000円につきましては、2月、3月分というところで、今年の7月末までに接種された方が7, 489名ほどおられます。その方々の分の接種料というところと、今国のほうが5歳から11歳の方についても、各自治体においては予算措置の準備をとるところまで通知がきておりますので、その両方合わせたところで今回の補正、接種料として接種した医療機関に払う委託料として補正させていただいております。以上です。

○2番 野口 美恵子君

時期はいつごろで、会場は確保されているのか教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

この3回目接種が始まるということで国のほうから方針が示されまして、年明けから今年度医療機関に1回目2回目接種をしていただきました。改めてくらす病院をはじめとする町内の5医療機関について、3回目接種の意向等の確認に参りまして、現在のところスケジュール的には2月下旬ぐらいから町内の5医療機関、合わせて土曜日、日曜日におきましては、集団接種の会場を設けるようところで準備を進めております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかにありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

同じところです。2月3月分のワクチン接種の予算として7, 489名全員分っていいんでしょうか。それと、5歳から11歳の方も予算の中に入っているということなんですが、対象者がどのくらいあって、そのうちの何人ぐらいを予算として見込んでいるのか教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい。一応今回3回目の接種については、今のところ原則8か月を。2回目接種して8か月後ということなので、3月末までに接種の対象となる方については、先ほど言いました7, 469名になります。一応、その方々が全員打たれたというところで考えております。それから5歳から11歳につきましては、11月末の対象者数が848名、5歳から11歳学年齢の方がおられます。その方々が約半数、合わせて430名程度、打たれたとしたらということで、試算して3, 200万。合計で今回の補正額にしております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

3回目接種については納得しますが、5歳から11歳の部分についてですね、対象者848名。なかなか弱年齢の方にワクチン接種というのも、保護者自身がちょっと抵抗感じたりとかいうこともあって、約半分ぐらいのニーズにしているのかなという思いもあります。接種の方法として、おそらく学校での集団接種とかいう形には絶対ならないというふうに思いますけれども、接種方法というのはやっぱり個別の接種という形になるんでしょうか。量は同じなのか、若干少ないのかとかいうのもあると思うので、例えば同じ医療機関で、それが差があるとすればそういったことが間違えないようにということもあると思うんですね。その辺はよく熟慮されて、本当に気をつけてしていただき

たいと思います。その辺どういうシステムを考えてあるのかっていうのを教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、5歳から11歳の接種につきましては、直鞆2市2町でも1度、この接種体制の準備をという話があった後に、担当者とWeb会議をしております。その中で、今年度12歳学年の方々をするときに、町内には小児科の診療所なり医院がございません。それですら病院に、小児科の常勤の医師がおられますので、本町としては小児科の医師の先生にご相談して、やはり12歳学年から中学生世代については、初めてのコロナワクチンということで、慎重にいきましょうということで、個別での接種ということで、先ほど宇田川議員がおっしゃいましたように、集団接種は行っておりません。この5歳から11歳につきましても、2市2町で話したときにはですね、鞍手町、それから小竹町については、小児科の先生が少ないというところがございますので、私のほうからと小竹町さんのほうからも、直方市さん、あるいは宮若市さんにある小児科医院に、直鞆2市2町での広域の接種を検討していただきたいという申入れは現在しております。ただ具体的に、まだ準備だけを予算の準備等をしてっていう通知だけが、10月の月にまいておりますけれども、それ以降今の段階で5歳から11歳についての接種については具体的な通知が何もあっておりませんので、一応今回予算の確保だけということで補正予算を上げさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

はい、わかりました。十分考えられてやってあるということは理解しました。そして、一般のコロナワクチンの接種の場所と、5歳から11歳までの方の接種場所とはもう完全に分けて考えてあるということで、確認ですけどもそれでよろしいですね。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、一応18歳以上の方については、2回目接種のときは、くらで病院、それから町内ほかの4医療機関の先生方に接種していただいておりますので、その方々にお願いするということでございます。それから、今回3回目はもう18歳以上ということで今なっておりますので、仮に5歳から11歳が始まれば、当然もう小児科の先生が自ら接種されるというふうな話で伺っておりますので、接種日、それから接種の時間は、きっちり18歳以上なりと分けた形での接種ということを考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

次に進みます。9款 消防費から10款 教育費について、32頁から39頁まで質疑ありませんか。

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

37頁 体育総合施設管理費ですが、提案説明には、体育総合施設管理費として町民グラウンドと新くらで病院との間にある法面の防草工事費として500万とされていますけども、くらで病院の負担はないということでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

はい、野口議員が言われましたところにつきましては、ちょうど町民グラウンドの敷地内ということでございますので、教育課が実施するということになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

防草工事費500万ということですが、詳細がわかりましたら。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

はい、お答えいたします。これにつきましては、町民グラウンドとくらべて病院の駐車場の間の法面なんですけど、約200mに亘りまして、施行するということになっております。施工方法としましては、のり面上部のほうに空洞ブロックを設けまして、その上に今草が生えたり、木の根っこがある所につきましては除草して、そこに碎石を置いて、上に張りコンクリートを置くということで、行う予定にしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

まず、同じところなんですけれども、結構500万円っていうのはちょっと大きな数字だなと。200mあって、ちょっとやりにくい部分でもありますけれども、同時にその法面のところのすぐ上に金網フェンスがありますけれども、そのフェンス、グラウンドに入ってすぐの所に防球ネットを新しくつけてありますよね。その間も、若干草が生えているんで、どうせなら一緒にしたらどうなのかと。除草工事もされてあるでしょうけれども、防球ネット張ったばかりで、草刈り機でちょっと切れたりとかいうこともあるかもしれませんから、どうせなら一緒にその防草工事もすれば、今後管理費等もだいぶ浮いてくるんじゃないだろうかというふうに思うわけなんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

宇田川議員がおっしゃるとおりで防球ネットのところにつきましても、草が生えている状況でございます。今回につきましては、予算としては、今申しましたフェンスと、駐車場の間ということを立てておりますので、今回につきましては実施ということで、今、宇田川議員がおっしゃいましたことは今後の検討課題ということでさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

33頁 教育費の小学校の統合に向けた在り方検討委員会の関係ですけれども、検討委員会があるたびに、回覧版でその中身が回ってきます。だけども、1組で1枚なんでさっと目を通したらもう次に回さないといけないんですよ。小学校の在り方っていうのは、今後やっぱり全町民的な議論をしていかないといけないというふうに思うわけで。とするなら、そういった資料は、全戸配布なり、回覧版のときに1枚ずつ取ってもらうとかいうことも必要なんじゃないだろうかというふうに思うわけなんですけども、その辺どうなんでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

現在のところですが、在り方検討委員会につきましては、検討委員会があるたびに、議員がおっしゃいましたように、回覧版でお知らせしているところでございます。それとあわせて、町のホームページのほうでも回覧版とその会議で使用いたしました資料につきましては、ご提示させていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

はい。同じ小学校の統合に向けた在り方検討委員会ですが、これ期間はいつまで。今年度で終わるような感じですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

在り方検討委員会につきましては、今年度発足したものでございまして、今第3回が終わりまして、明後日、第4回を予定しております。期間につきましては、今年度の中で方向性を出したいと思っておりますが、これは検討委員の皆様方のご意見を集約するということがございますので、それがもしかしたら、検討内容によっては長くなるかもしれませんので、そういうことで考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

添田議員。

○1番 添田 政勝君

はい。そしたら次年度になるとなったときには、メンバーも変更があるということですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

この検討委員会の委員につきましては、学校のほうから、各小学校のPTA、中学校のPTA、あと幼稚園、保育園、認定こども園のほうから中心に15名の委員になっていただいております。この委員につきましては、今年度お願いしていることではございますが、PTA代表ということで、PTA会長ということではなくてPTA代表ということで聞いておりますので、そこは学校のほうで、PTA会の中でご審議していただいて、引き続きしていただくことも可能かと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑はありませんか。有働議員。

○8番 有働 徳仁君

今の点でちょっと1点お聞きしたいんですけど、PTA全体でっていうところで、もしその委員会を、お子さんが小学校6年生とか中学校3年生でPTAやめます。そういった方が出てきた場合にちゃんと引継ぎが行われるんですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

もちろん今年度は、PTAの中で、役員の中で、今回たまたま会長さんということでやられておりますが、これは十分PTAの役員の中で引継ぎをやっていくようお願いしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。8頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。8頁から17頁について質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

15頁 先ほど歳出のほうに出ましたけども、ふるさと寄附金が2億5,000万円を予定されてあるようですが、この根拠を教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

はい、お答えいたします。現在ふるさと納税の寄附金は、12月5日現在で2億7,000万円に達しております。今後も、年末に向けて、一段と寄附が増えることが想定されるため、2億5,000万を追加させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

31頁なんですけど、土木費工事費100万円というのがあるんですが、これは当初予算がどれぐらい残っているか教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい、お答えいたします。当初予算をいただきまして執行のほうは、353万ほど予算の支出を執行しております。予算残のほうは、今現在27万2,000円というふうになっている状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

先ほど27万円っておっしゃっていたんですが、その100万円の補正と合わせて127万円だと思うんですけど、僕はもう少しこれ予算づけ、100万円。専門じゃないので道路工事がどれぐらいっていうのがちょっと僕ははっきりわからないんですが、127万円って個人的にはちょっと少ないかなと思います。もう少し足してもいいんじゃないかなと思うんですが。これ災害があった場合とかそういった何か大きな事があった場合って、この予算内でやるってお考えなのかお聞かせください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 柴田 隆臣君

はい、お答えをいたします。緊急的な突発的ですね、災害等の対応につきましては、別途、予算科目がございます。災害費のほうで対応することになります。この予算では対応はいたしません。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第94号は、総務文教委員会に付託したいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第94号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第7 議案第95号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

11頁等で、予算の追加、一般保険者診療報酬給付並びに一般被保険者現金給付というのが追加処置されていますが、これ追加処置された根本的な理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、お答えいたします。この一般保険者の診療報酬の給付費でございますけれども、例年当初予算につきましては、大体前年度の給付費に、給付費の伸び率、それからその年度の被保険者数を乗じて見込むものでございます。今年度の当初予算では、月額平均といたしまして、9,229万2,000円。12月分ということで、11億750万4,000円を当初予算で歳出として上げさせていただいておりました。ところが、3月診療分から8月の診療分までの実績で、平均で9,328万2,110円の実績の額になっております。そうしたことから、今後9月診療分以降2月の診療分まで、残りの残額ではちょっと心もとないというところで、今回この一般被保険者の診療報酬給付費につきましては、6,700万ほどの補正をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと例年よりも、受診者というのか、そういう対象者が増えた。もしくは、その1人にかかる金額が増えたのか、その辺はどのように分析されていますか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

はい、昨年度から新型コロナウイルス感染症が流行りまして、令和2年度当初の4月5月6月期には、確かに診療報酬の給付費は、例年に比べたら低い水準で行きました。3ヶ月は。ただ、あとの7月以降につきましては、大体例年並みでいっております。令和元年度と2年度の決算額を比較しましたところ、実は令和2年度のほうも若干、この医療費はかかっております。今年度につきましても、先ほど申しましたように、若干毎月の診療報酬の給付費が上がっているわけですが、人数といたしましては、そんなに増えてはない。言ったら、若干軽症よりも、重症化されて病院にかかっている傾向があるのかなということで、担当課のほうでは分析しております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうするとやはり医療的な保険料ですから、当然その医療費として、考えていくっていうところが1番の大前提だと思いますけど、医療として充実させるっていうのも一つだし、地域医療を発展させていくっていうのも一つだと思いますし、対象者の健康維持っていうのも大きく取上げて、目を向けていかなきゃいけないんじゃないかなと思いますけど、その辺はどのようにお考えですか。もし考えがあれば教えてください。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険康課長 梶栗 恭輔君

はい、町民の方の健康については当然、原課といたしまして、きちっと見守っていく必要があるというところで、先ほども申しましたように、昨年度につきましては、検診等も若干、検診を受ける方が減少傾向であっております。今年度につきましても、やっぱりその辺はきちっと対策をしながら、なるべく集団検診、あるいは特定健診等を受けていただくように、そこは受診の勧奨等も含めて、やっておるところです。その結果、本町におきましては過去からですね、糖尿病とか高血圧の方の患者さんが多いわけですがけれども、若干なりともデータを見れば、少しずつそういった検診とか、そういった部分でそういう患者さんの数も重症化する前に、治療に当たられているというふうなところも、データとしては見受けられますので、今後もそういったことで保険者なりを中心にですね、国保加入者、住民の方を含めてですけど、そういった健康づくりには、努めていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第95号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第8 議案第96号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第96号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第96号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第9、議案第97号、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第97号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第10 議案第98号 庁舎等建設事業鞍手町庁舎等建設地造成工事請負契約の締結を議題とします。

質疑ありませんか。

○1番 添田 政勝君

添田議員。

新庁舎建設、全体の建設費は現在どのようになっているのか。どのくらい、何ていうかまた今回の契約で全体の何%ぐらいになるのか教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

庁舎等の建設事業費といたしましては、先般よりこの計画の53億2,100万というのが、この数字からは、まだ変わってはおられません。

○議長 星 正彦君

ちょっと答弁整理しますので、休憩します。

休憩 14時00分

再開 14時02分

会議を再開します。ただいまの質問につきましては、議会最終日に、新庁舎建設特別委員会がありますので、その際に報告をさせていただきたいということで、了解していただきたいと思いがいいですか。

○総務課長 三戸 公則君

はい、すいません。今議長がおっしゃいましたように、ちょっと積算を、積み上げないといけませんので、その時間がちょっとかかりますので、特別委員会のほうでご報告をさせていただきたいと思いをします。すいません。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第98号は、総務文教委員会に付託したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第98号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第11 議案第99号 庁舎等建設事業鞍手町庁舎等建設地造成工事2工区請負契約の締結を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第99号は、総務文教委員会に付託したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第99号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。この際、休会についてお諮りいたします。明日9日から13日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日9日から13日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

閉会 14時05分

令和3年度鞍手町議会第8回定例会会議録（第4号）						
令和3年12月14日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年12月14日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年12月14日 午後1時17分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 令和3年第8回鞍手町議会定例会議事日程

12月14日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第89号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第90号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第91号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第92号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第95号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第96号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第93号 専決処分の承認(令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第6号) (総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第94号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算(第7号) (総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第97号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第98号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事(1工区)請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第99号 庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事(2工区)請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 閉会中の継続事件

令和3年12月14日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、議案第89号から日程第6、議案第96号までの6件を1括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○民生産業委員長 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第89号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

議案第90号 鞍手町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案第91号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第92号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第95号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

議案第96号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

本委員会は、12月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第89号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第90号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第91号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第92号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第95号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第96号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第89号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第90号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第91号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第92号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第95号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第96号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第89号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第89号は委員長報告のとおり

可決されました。

次に、議案第90号 鞍手町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号 鞍手町 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号 鞍手町 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第7、議案第93号から日程第11、議案第99号までの5件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長

○総務文教委員長 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第93号 専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第6号。

本委員会は、12月8日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を承認すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第94号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算 第7号。

議案第97号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、12月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第98号 庁舎等建設事業鞍手町庁舎等建設地造成工事1工区請負契約の締結。

議案第99号 庁舎等建設事業鞍手町庁舎等建設地造成工事2工区請負契約の締結。

本委員会は、12月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第93号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第94号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第97号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第98号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第99号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第93号について討論はありませんか。

田中議員。

#### ○3番 田中 二三輝君

議案第93号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第6号に対し、反対の立場で討論します。

コロナが終息を見ない現状では、全国民を対象とする支援策が必要であるとする。

今回の、子育て世帯の臨時特別給付金は本町独自の事業ではなく、国が基本方針を定め政策として示したものであるが、コロナ禍の中、真に支援が必要な方に行き届いているとは到底考えにくい。

また、支給にあたって所得制限は設けているものの、コロナ禍の中で年収が960万程度の保護者が子育てに支援が必要とは考えにくい。取って付けた所得制限であると言わざるを得ない。

さらに、報道によると10万円の一括給付より5万円分をクーポンにすることで経費が900億円以上になることが判明した。

この高額な経費を、生活困窮者や最高学府で夢を持ち勉学に励む大学生の支援拡充に使用すべきであると強く思う。

しかしながら、この経費について政府与党関係の国会議員から、一定の経費が現金給付よりかさむのは当然で、やむを得ないとの発言は国民感覚と大きなずれを感じる。

今回の国の政策は、明確な指針もなく国会において十分に検討されたとは言いがたき政策である。

また、各自治体では、本議案と同様の議案を審議しているなか、政府は急に現金10万円の一括給付を視野に入れると言い出したことは、先にも述べたとおり、国の明確な指針がないことを強調している。

このように国の方針が確定していないばらまき政策の一部を執行し、既成事実化する議案第93号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第6号に対し、承認することはできない。

以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に議案第94号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第97号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に議案第98号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第99号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第93号専決処分の承認 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第93号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第94号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和3年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第97号は委員長報告のとおり

次に議案第98号庁舎等建設事業鞍手町庁舎等建設地造成工事1工区請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第98号は、委員長報告のとおり、同意されました。

次に議案第99号 庁舎等建設事業鞍手町庁舎等建設地造成工事2工区請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第99号は、委員長報告のとおり、同意されました。

次に進みます。

日程第2、閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下 審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することに ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和3年第8回定例会を閉会します。

閉会 13時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 許 斐 英 幸

議員 西 藤 典 子

令和3年12月14日

鞍手町議会

議長 星 正彦

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
新庁舎建設特別委員会	新庁舎の建設等に関する審査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査